

鳥取縣公報

縣令

鳥取縣令第三十一號

鳥取縣立農業技術員養成所規程を次のように定める。

昭和二十二年三月四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

鳥取縣立農業技術員養成所規程

第一條 本所は本縣の農業指導に従事する優秀なる農業技術員の養成を目的とする。

第二條 養成年限は二年とし毎學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

但し右期間中二ヵ月間は縣内の農業會にて實地見習をさせる。

第三條 養成中は別に定める豫算の範圍内において手當を支給する。

昭和二十二年三月四日

外 火曜日

第四條 養成課程を終えた者は二年間農業技術員として縣内の農業會に勤務する義務がある。

第五條 入學させる練習生は毎年二十名以内とする。

第六條 入學させる練習生は品行方正、身体強健、志操堅實で左の各號の一に該當する者でなくてはならない。

- (一) 舊甲種農業學校卒業程度以上の學力を有する者。
- (二) 舊乙種農業學校又は青年學校本科農業科卒業程度以上の學力を有する者で、農事試驗場又は修練農場等で一年以上の訓練を受けた者。
- (三) 前號の訓練を受けなくても農業の經驗を有する者で、知事の銓衡を経た者。

但しこれに該當する者の數は前號の員數の二分の一以内とする。

第七條 練習生志願者は居住地の鳥取縣農業會郡(市)支部長を経て別記様式の志願書に自筆の履歷書並びに學校

調査研究 一〇〇
 實務訓練 二〇〇
 休 育 七〇 七〇
 合計 一、六〇〇 一、六〇〇

第十二條 練習生に課する實習は左記の場所で行う。但し必要に應じ左記以外の場所でも行う事がある。

- 農事試験場
- 種 畜 場
- 蠶業試験場
- 修 鍊 農 場
- 指 導 農 場

第十三條 練習生で已むを得ぬ事由の爲め休學するものは休學願を差出さなければならぬ。

第十四條 練習生としての本分を誤り悔悟の見込なしと思われる者若しくは成業の見込なしと認められる者は退學させる。

第十五條 練習生退學するときは其の事由を具して退學願

を差出さなければならぬ。

第十六條 本所に左の職員を置く。

- 所 長 一名
- 地方技官 若干名
- 地方事務官 一名
- 舎 監 一名

第十七條 所長は所務を掌理し練習生の訓育を掌る。

第十八條 地方技官は所長の命を承け練習生の訓育に當り所務を分擔する。

地方事務官は所長の命を承け庶務會計に従事する。

舎監は所長の命を承け寄宿舎の事を掌る。

第十九條 本規程實施に關し細則は別に定める。

第二十條 この規則は公布の日から之を施行する。

昭和十九年五月鳥取縣告示第二百四十三號鳥取縣立農業技術員養成所規程は之を廢止する。

様式(用紙半紙)
 (イ) 農業練習生志願書

科 目	教授時數		備 考
	第一年	第二年	
普通作物	五〇〇	五〇〇	
特用作物	一〇〇	一〇〇	
品種改良	二〇〇	二〇〇	
土 壤	一〇〇	五〇	
肥 料	一五〇	五〇	

成績證明書を添付して、毎年一月十日より三月十五日迄に所長宛提出しなければならない。

第八條 練習生志願者には左の入學試験を課する。
 數學 農業、作文(畜甲種農業學校卒業程度)

第九條 入學の許可を受けた者は本縣に住居する公民一人を保證人として別記様式の保證書を所長宛提出しなければならない。

第十條 練習生は合宿させる。但し特別の事由に依り合宿出来ない者は所長の承認を要する。

第十一條 練習生に課する學課及び教授時數は次の通りである。但し必要に應じ特別講義を爲すことがある。

農 具	五〇	二〇
植物病理	七〇	五〇
農業昆蟲	七〇	五〇
園 藝	二〇〇	二〇〇
農産製造	三〇	三〇
農業經濟	一〇	二〇
農業簿記	二〇	
蠶業大意	一〇	
畜産大意	一〇	一〇
農業土木大意	一〇	
重要副業	一〇	
農業氣象	三〇	
農 政	一〇	二〇
農業保險	二〇	
農業團體經營	二〇	三〇
農業團休法	三〇	
農地制度	一〇	
農業汎論	五〇	

貴所農業練習生として入学いたしたく別紙履歴書並成績證明を添え御願いたします。

年月日

住所

世帯主の職業及名と其の続柄

氏名 名 園

鳥取縣立農業技術員養成所長殿

(ウ) 履歴書

本籍地

現住所

戸主の職業及名と其の続柄

氏名

生年月日

學歴

業務

賞前

一、右の通り相違ありません。

年月日

右氏 名 園

(イ) 保證書

此の度入學を許可せられましたに付ては、入學中練習生の本分を守り一意研學勉勵し優秀なる技術者となることをお誓いたします。

若し入學中不都合の所爲あれば決して貴所に御迷惑をおかけしないことを保證いたします。

年月日

住所

練習生 氏名 名 園

住所

職業練習生との続柄

保證人 氏名 名 園

生年月日

鳥取縣立農業技術員養成所長殿

(イ) 第 號

修得證書

氏名

生年月日

右者當所農業練習生の課程を修得したることを證す

年月日

鳥取縣立農業技術員養成所長 氏名 園

告 示

鳥取縣告示第八十六號

昭和二十二年度入學させる鳥取縣立農業技術員養成所練習生を左記要項により募集する。

昭和二十二年三月四日

鳥取縣知事 吉田 忠一

一、養成目的

鳥取縣立農業技術員養成所練習生募集要項
本縣の農業指導に従事する優秀なる農業技術員を養成する。

二、養成課程

普通作物、特用作物、品種改良、土壤、肥料、農具、植物病理、農業昆蟲、園藝、農産製造、農業經濟、農業簿記、蠶業大意、畜産大意、農業土木大意、重要副業、農業氣象、農政、農業保險、農業團體經營、農團體法規、農地制度、農業汎論、調査研究、實務訓練、其の他必要と認められたもの。

三、修業年限 二カ年

四、義務年限

卒業後二カ年縣内の農業會に勤務する義務がある。

五、入學資格

品行方正身体強健、志操堅實にして左の各號の一に該当するもの。

(一) 舊中種農業學校卒業程度以上の學力を有する者。

(二) 舊乙種農業學校又は青年學校本科卒業程度以上の學力を有する者で、農事試驗場又は修練農場等で一年以上訓練を受けた者。

(三) 前號の訓練を受けなくても農業經驗を有する者。

00525

13700

で知事の銓衡を経た者。

六、募集人員 三十名以内

七、大學試験

(一)科 目

數學(代數) 農業、作文(畜甲種農業學校卒業程度)

(二)期 日

三月三十日 午前八時三十分

(三)場 所

鳥取市吉成 鳥取縣立農業技術員養成所

米子市旗ヶ崎 鳥取縣立農事試験場西伯分場

八、志願手續

志願者は居住地の鳥取縣農業會郡(市)支部長を経て

志願書に自筆の履歴書並に學校成績証明書を添付し三

月十五日迄に所長宛提出する。

九、合宿設備

合宿設備は目下修理中にて收容出来ないので、合宿を

希望する者は當分の關通學可能の地域に下宿すること

が望ましい。

十、修業中の特典

(一)練習生には別に定める豫算の範圍内に於て手當を

支給する。

(二)授業料は徴收しない。

昭和二十二年三月四日印刷
昭和二十二年三月四日發行
鳥取縣公報
昭和二十四年四月十五日
第三種郵便物認可
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第八十七號

物價統制令第四條の規定により映画、演劇及び演藝の入場料金を並びに観覧料金の統制額を次の通り指定する。

昭和二十二年三月四日

鳥取縣知事 吉 村 一 忠

映画入場料金の統制額

級別	料金
大	三圓八二
中	三圓〇〇
小	二圓五〇

級別	料金
大	四圓〇〇
中	三圓〇〇
小	二圓〇〇

演劇観覧料金の統制額

級別	料金
大	五圓〇〇
中	三圓五〇
小	二圓五〇

昭和二十二年三月四日

火曜日

外

演藝観覧料金の統制額

級別	料金
大	三圓〇〇
中	二圓五〇
小	二圓〇〇

級別	料金
大	一〇圓〇〇
中	七圓〇〇
小	五圓〇〇

級別	料金
大	七圓〇〇
中	五圓〇〇
小	三圓五〇

四、本表料金の統制額は一人一回の料金とする。

五、本表料金統制額中一級とは鳥取市、米子市、倉吉町、境町の常設館とし、二級とは其の他の映画、演劇及び演藝館とする。

六、本表料金中映画においては劇映画二本建の料金とし、劇映画二本建以上及び演劇の場合には十割の範囲内において、所轄警察署長の認可を受け加算し得るものとする。

七、演劇及び演藝にして特別の場合には五圓の範囲内において

鳥取縣公報 昭和二十二年三月四日 鳥取縣知事 吉村一忠 告示第八十七号

AS200

00527

て所轄警察署長の認可を受け加算し得るものとする。

八、演劇、演藝を同一館において同時上演する場合は、演藝観覧料金を適用するものとする。

九、免税興行の場合は本料金表中税額を差引た額の範囲内とする。

一〇、本表料金の統制額及び加算額は税込の料金とする。この規定は昭和二十二年三月十一日よりこれを施行する。

昭和二十二年三月四日附
鳥取県公報

昭和二十二年四月十五日
第三號

鳥取県警察署
鳥取市
鳥取県警察署
鳥取市
鳥取県警察署
鳥取市